

吉川市告示第174号

吉川市若者支援の在り方検討会議設置要綱を次のように定める。

令和4年6月14日

吉川市長 中原恵人

## 吉川市若者支援の在り方検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 義務教育後の若者を取り巻く諸課題に対して、当事者となる若者の現状を把握し、若者に対する支援（以下「若者支援」という。）に関する市の今後の方向性を検討するため、若者支援の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、市長からの依頼に応じ、次に掲げる事項について、意見を述べる。

- (1) 若者の現状の把握に関すること。
- (2) 若者支援に関する施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、若者支援に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 若者支援に関する実務経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 検討会議は、市長が招集する。

### (関係者の出席等)

第6条 市長又は会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。  
(庶務等)

第7条 検討会議の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

2 こども福祉部子育て支援課は、検討会議の意見について、庁内関係各課と情報共有をしなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、委員の任期満了の日限り、その効力を失う。